

社会福祉法人 上野福祉会 役員費用弁償・役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上野福祉会（以下本法人という）の役員（理事、監事、評議員）における費用弁償及び報酬に関する基準について定める。

(目的)

第2条 この規程は、本法人の役員会等における役員の職務上の報酬及び費用弁償を行うにあたり、その責務が明確になることを目的とする。

(役員交通費)

第3条 役員会等に出席した役員に対し、実費相当額の交通費を支給する。
なお、自家用車を使用した場合の支給額は次の通りとする。

- (1) 一キロメートルにつき 20 円

(報酬)

第4条 役員は原則無報酬とする。ただし、勤務拘束時間が4時間を超える場合は日当として1時間につき1,000円を支給することが出来るものとする。その場合、1日目については5,000円を上限とし、2日目以降は10,000円を上限とする。

(会議に必要な費用)

第5条 会議に食事が必要な場合は、その費用は本法人が負担する。ただし、1人一食5,000円を基準とする。室料及び備品等の借用を要する場合は、本法人が負担する。

(研修会などの出張費等)

第6条 職務上出張が必要な場合、参加費は本法人が負担する。また、宿泊及び食事が必要とする場合には、社会通念上の範囲内で本法人が負担する。

(改定)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

附則

この規程は、平成19年4月1日より実施する。

この規程は、令和3年4月1日より一部改正し施行する。